

## 応急給水マニュアル(R4. 4月)

断水時の応急給水と応急対策(優先復旧)を示す。

### 1. 応急給水場所

#### ・指定給水所(村内断水時)

村内で断水が発生した時に、下記の場所で給水を行う。

- ①大玉村役場本庁舎北側駐車場(ステンレス緊急給水兼消火栓使用)
- ②北部ふれあいセンター(給水タンク使用)
- ③東部ふれあいセンター(給水タンク使用)
- ④西部ふれあいセンター(給水タンク使用)

### 2. 上水道施設等応急対策(防災計画抜粋)

水道事業者は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施するものとする。

#### (1)被害状況調査及び復旧計画の策定

発災後直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材(調達方法を含む。)、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施するものとする。

復旧にあたっては、緊急度の高い医療施設、福祉施設、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎などあらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行うものとする。

順位	施設名	災害時の役割
1	特別養護老人ホーム 陽だまりの里	入所・通所者の保護、介護
2	グループホーム まいんど満天	入所者の保護・介護
3	知的障がい者更生施設 あだたら育成園	入所者の保護・介護
	共同生活援助施設 まきびとホームあだたら	入所者の保護・介護
4	大玉村役場	応急給水用飲料水の供給、応急復旧対策拠点
5	大玉村農村環境改善センター	要配慮者の避難所、備蓄倉庫等応急対策拠点
6	指定避難所	被災者等への炊き出し拠点、福祉避難所
7	村内各教育施設	地域住民等の一時避難所
8	村内各協定締結団体施設	協定内容の実施
9	地域集会所	地域住民等の一時避難所
10	上記以外	

## (2) 応急復旧のための支援要請

隣接水道事業者、県等の他の機関への支援要請にあたっては、必要とする支援内容を明らかにして要請するものとする。

村は、災害による水道施設の被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、水道事業者等の相互応援の状況を踏まえつつ、近隣の水道事業者、関係団体及び県に対して広域的な支援要請をするものとする。

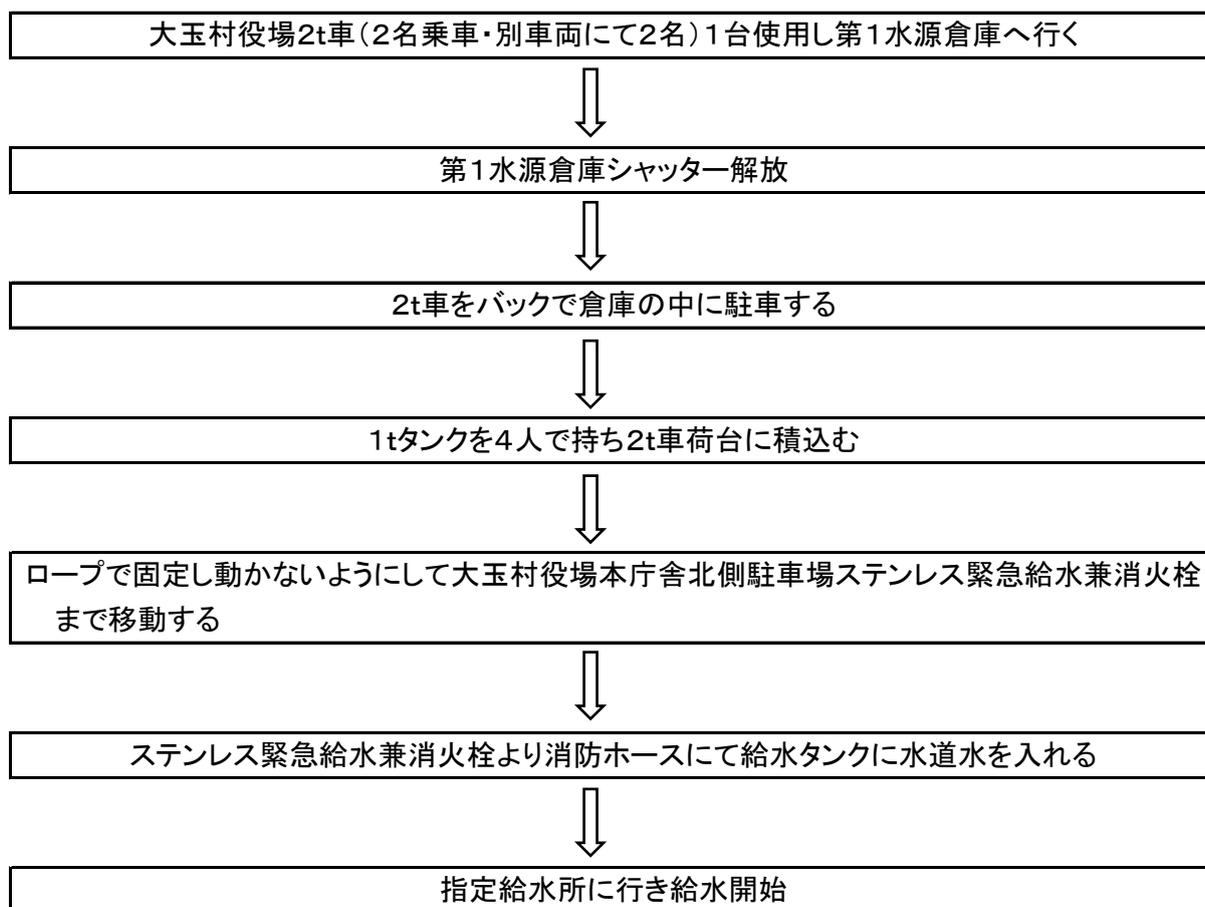
## (3) 的確な情報伝達・広報活動

村及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時速やかに情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の順序や地区毎の復旧完了予定時期等についての情報の提供広報を行うものとする。

## 3. 使用機材

使用機材は、給水タンク(1t)2台が第1水源倉庫に備付けてあるので、2tダンプに設置し、大玉村役場本庁舎北側駐車場に設置してあるステンレス緊急給水兼用消火栓にて水道水を給水タンクに入れて、各施設に給水する。

## 4. 給水手順



## 5. 給水時間

- ① 時～ 時頃 大玉村役場本庁舎北側駐車場(ステンレス緊急給水兼消火栓使用)
- ② 時～ 時頃 北部ふれあいセンター(給水タンク使用)
- ③ 時～ 時頃 東部ふれあいセンター(給水タンク使用)
- ④ 時～ 時頃 西部ふれあいセンター(給水タンク使用)

## 6. 環境保全課上下水道係職員以外の応急給水対応

### (1)環境保全課上下水道係職員以外の職員人数

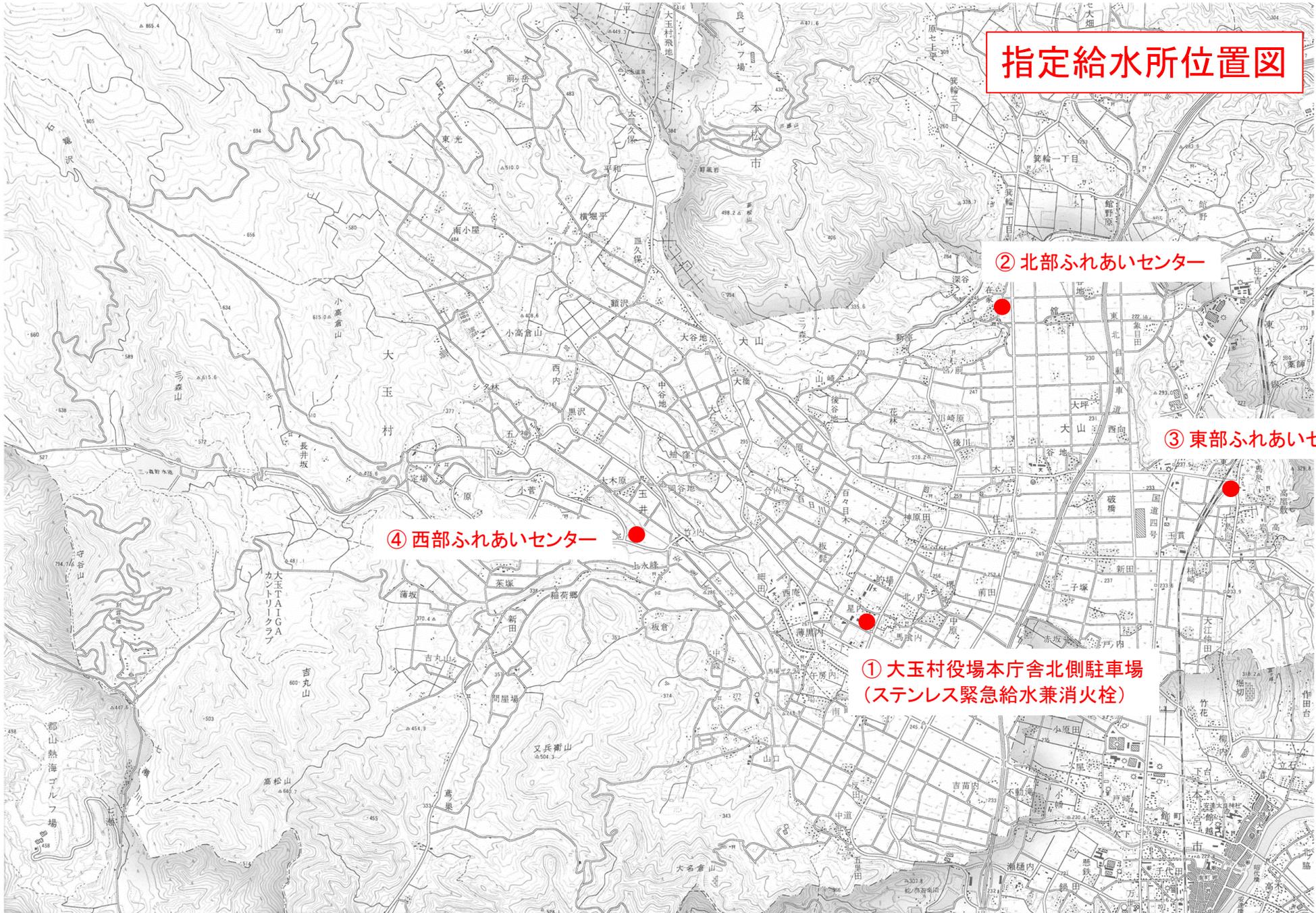
環境保全課上下水道係職員以外の応急給水対応については、課長命令により大玉村役場本庁舎北側駐車場(ステンレス緊急給水兼消火栓使用)の給水対応1名、給水タンク対応給水を2名を配置する。

### (2)環境保全課上下水道係職員以外の給水手順

#### 4. 給水手順参照

## 7. 次項指定給水場所等の位置図・写真添付

# 指定給水所位置図



② 北部ふれあいセンター

③ 東部ふれあいセンター

④ 西部ふれあいセンター

① 大玉村役場本庁舎北側駐車場  
(ステンレス緊急給水兼消火栓)

指定給水所位置写真

① 大玉村役場本庁舎北側駐車場(ステンレス緊急給水兼消火栓)



② 北部ふれあいセンター



③ 東部ふれあいセンター



④ 西部ふれあいセンター

